

帯広市工事（委託業務）費内訳書の取扱基準

[平成20年4月1日制定]

第1 目的

この取扱いは、入札談合等の不正行為又はダンピングによる受注の防止及び積算技術の向上のため、建設工事等の入札参加者に工事（委託業務）費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象の入札

帯広市条件付一般競争入札実施要綱（平成20年4月1日制定）第2条第1項の規定による条件付一般競争入札のうち、設計金額が2千5百万円以上の建設工事等について内訳書の提出を求めるものとする。

第3 公告等

第2の規定により内訳書の提出を求めるときは、入札の公告において明らかにするものとする。

第4 内訳書の提出

内訳書は、工事（委託業務）費内訳書（様式1）により提出を求めるものとする。

第5 提出方法及び提出期限

内訳書の提出方法及び提出期限については、帯広市建設工事等郵便入札実施要領（平成20年4月1日制定）の規定に基づくものとする。

第6 入札の無効

内訳書の提出を求めた建設工事等において内訳書の提出のない者がした入札又は内訳書の合計金額と入札書の金額が一致しない者がした入札は無効とし、入札の公告においてその旨を明らかにするものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 工事費等内訳書の取扱いについて（平成19年4月1日制定）及び工事費等内訳書の運用について（平成19年4月1日制定）は廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成21年3月23日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の第2の規定は、この基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に一般競争入札の告示（以下「告示」という。）を行う契約について適用し、施行日前行った契約については、なお従前の例による。